

議案第29号

寒川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正について

寒川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年6月2日提出

寒川町長 木村俊雄

提案理由

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給対象とする期間の範囲を拡大するため提案する。

寒川町条例第 号

寒川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

寒川町国民健康保険条例の一部を改正する条例(令和2年寒川町条例第9号)の一部を次のように改正する。

附則中「傷病手当金の支給を始める日」を「新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

寒川町国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

現行	改正案
<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(制定附則)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行し、改正後の第8条の2及び第8条の3の規定は、<u>傷病手当金の支給を始める日</u></p> <hr/> <p>が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用することとする。</p>	<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(制定附則)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行し、改正後の第8条の2及び第8条の3の規定は、<u>新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる日</u>が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用することとする。</p> <p>(改正附則)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>